

泉大津市市民活動支援センター及びいづみおおつ男女共同参画交流サロン
管理運営業務委託公募型プロポーザル実施要項

1. 目的

泉大津市市民活動支援センター（以下「センター」という。）は、市民及び市民公益活動団体に対して、市民活動への参加と活動を促進し、市民が主体となってまちづくりに取り組むことにより、多様な地域の課題を解決し、豊かな社会を築くことを目的として設置しており、市民等の市民活動への参加促進や市民公益活動団体の活動を活発化するために必要な支援を行っています。

また、いづみおおつ男女共同参画交流サロン（以下「サロン」という。）は、市民及び男女共同参画推進団体に対して、男女共同参画に関する学習の機会と交流の場を提供し、もって男女共同参画の推進に資することを目的として設置しており、男女共同参画に関する市民等の理解を深めるため、広報活動、意識の啓発、情報の提供その他必要な措置を講じた活動を行っています。

センター及びサロンの目的を達成するため、民間の柔軟な発想を業務に生かすこととし、センター及びサロンの管理運営業務は、現在、同一の特定非営利活動法人に委託しております。

この要項は、センター及びサロンの管理運営業務において、当該業務を特定非営利活動法人等に委託するにあたり、委託候補者選定のための企画提案について定めることを目的とします。

2. 業務委託の概要

（1）業務名

「泉大津市市民活動支援センター管理運営業務」及び「いづみおおつ男女共同参画交流サロン管理運営業務」

※両業務については、同一法人への同時発注を行います。

（2）業務の内容

別紙1－1「泉大津市市民活動支援センター管理運営業務委託仕様書」（以下「センター仕様書」という。）及び別紙1－2「いづみおおつ男女共同参画交流サロン管理運営業務委託仕様書」（以下「サロン仕様書」という。）のとおり

（3）履行場所

センター及びサロン

所在地：〒595-0025 泉大津市旭町22番45号（テクスピア大阪5階）

面 積：114.77 m²

※履行場所は、センターとサロンによる共用です。

（4）履行期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

（5）業務費限度金額

①センター

令和8年度（上限） 9,946,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和 9 年度（上限）	9, 946, 000 円（消費税及び地方消費税を含む。）
令和 10 年度（上限）	9, 946, 000 円（消費税及び地方消費税を含む。）
②サロン	
令和 8 年度（上限）	5, 074, 000 円（消費税及び地方消費税を含む。）
令和 9 年度（上限）	5, 074, 000 円（消費税及び地方消費税を含む。）
令和 10 年度（上限）	5, 074, 000 円（消費税及び地方消費税を含む。）
(6) 成果品	

センター仕様書及びサロン仕様書による。

3. 参加資格

- (1) 次のアからウまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者
 - ウ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当する事実があった後 2 年を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人、その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その旨を証する書類を提出することにより、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る同法第 199 条第 1 項の更生計画認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (4) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- (5) 参加申込書提出から選定結果の通知の日までの期間において、泉大津市入札参加有資格業者の指名停止等に関する要綱に規定する指名停止又は指名回避の措置を受けていない者であ

ること。

- (6) 参加申込書提出から選定結果の通知の日までの期間において、泉大津市暴力団排除条例(平成24年泉大津市条例1号)に規定する入札参加への排除措置を受けていない者であること。
- (7) 過去5年間(令和2年4月から令和7年3月まで)において、自治体における市民公益活動の中間支援に関する業務の実績を有していること。なお、受託実績は、本件業務を受託した実績であり、業務の一部又は再受託した実績は含まないものとする。
- (8) 「泉大津市市民活動支援センター管理運営業務」を総括する管理技術者として、自治体における市民公益活動の中間支援に関する業務の実績を有していること。
- (9) 主たる事務所を日本国内に置き、法人格を有する者であること。
- (10) 法人税、所得税及び消費税(地方消費税を含む)を滞納していないこと。また本市の課税を滞納していないこと。
- (11) 参加希望者が特定非営利活動法人(以下「NPO法人」という。)である場合、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)で定めるところにより事業報告書等を所轄庁へ提出していること。
- (12) 仕様書に基づき、信義に従い誠実に業務を履行できる者であること。
- (13) その他、法令等に違反していないこと又は違反するおそれがないこと。

4. プロポーザル実施スケジュール

項目	日 程
募集開始	令和7年10月6日(月)
参加申込書提出期間	令和7年10月6日(月)～10月27日(月) 17時00分
質疑書提出期間	令和7年10月6日(月)～10月15日(水) 17時00分
質疑書回答日	令和7年10月20日(月)
企画提案書提出期間	令和7年11月4日(火)～11月10日(月) 17時00分
辞退届提出期限	令和7年11月10日(月) 17時00分
プレゼンテーション実施日	令和7年11月26日(水)【予定】
結果通知、結果公表	令和7年12月5日(金)【予定】

5. 参加申し込み

「3. 参加資格」を満たし、本業務に参加を希望する場合は、下記の必要書類を提出願います。

なお、参加申込書の提出がない場合は、企画提案書を受け付けませんので留意願います。

(1) 提出書類

- ①参加申込書(様式1)
- ②法人概要書(様式2)

NPO法人の場合、法人概要書には、以下の書類を添付してください。

- ア 定款(最新のもの、複写可)
- イ 役員名簿
- ウ 直近の事業報告書等(事業報告書、活動計算書、貸借対照表、財産目録)
- ③業務実績書(様式3-1、様式3-2)

市民公益活動の中間支援に関する業務実績及び男女共同参画推進に関する支援業務実績を記入してください。

ただし、元請けとして契約した業務のみに限ります。

また、業務実績書記載の契約案件の契約書の写しを添付してください。

④管理技術者業務実績書（様式4-1、様式4-2）

契約締結後に管理技術者となる予定者の市民公益活動の中間支援に関する業務実績及び男女共同参画推進に関する支援業務実績を記入してください。

⑤決算報告書

直近1年分に係る決算報告一式（直近の株主総会で議決を得たもの）

⑥登記簿謄本（交付から3か月以内、複写可）

⑦納税証明書（複写可）

国税（法人税・消費税・所得税）については、（その3の3）、市税については、泉大津市内に本店又は営業所を有するもの、その他泉大津市に課税対象を有する者は提出が必要で、本市税務課にて「未納のないことを証する納税証明書」をおとりください。

⑧印鑑証明書（交付から3か月以内、原本）

⑨使用印鑑届（様式5）

⑩障害者雇用促進法に係る雇用状況調べ（様式6）

※令和7・8年度泉大津市入札参加有資格者の場合、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩の提出は不要です。

※NPO法人の場合、⑤の提出は不要です。

（2）提出部数

各1部

（3）提出方法

提出書類は持参又は郵送により提出してください。

※郵送の場合は、配達記録が残る方法で提出期限までに到達するようにしてください。

（4）提出期間

令和7年10月6日（月）～10月27日（月） 17時まで

泉大津市役所の閉庁日を除く、平日の午前9時から午後5時までの時間帯に願います。

（5）提出先

泉大津市市民生活部市民協働推進課

〒595-8686

泉大津市東雲町9番12号

TEL 0725-33-1131

FAX 0725-21-0412

E-mail kyoudou@city.izumiotsu.osaka.jp

（6）提出書類作成の留意事項

①提出された参加申込に関する書類の修正又は変更は認めません。

②提出された参加申込に関する書類は返却しません。

（7）参加の承認

参加承認の可否については、令和7年10月29日（水）までに、参加申込書に記載された担当者E-mailアドレスに電子メールで通知します。

（8）質疑の提出及び回答

- ①提出期間 令和7年10月6日（月）～10月15日（水） 17時まで
- ②提出方法 質疑書（様式7-1、様式7-2）に記載し、電子メールに添付して、以下の電子メールアドレスに送付してください。
なお、電子メールの件名は、【プロポーザル質疑：法人名】と記載の上、送付してください。
- ③提出先 泉大津市市民生活部市民協働推進課
kyoudou@city.izumiotsu.osaka.jp
- ④回答日 令和7年10月20日（月）
- ⑤回答方法 各法人等より提出された質疑は、全ての回答をとりまとめた「質疑回答書」を作成し、泉大津市のホームページにおいて掲示します。

6. 泉大津市における協働推進及び男女共同参画推進の主な取組みの状況と課題

（1）「7. 企画提案」企画提案書の作成にあたっては、次のことにご留意ください。

①協働推進について

⑦自治会組織の活性化支援並びにまちづくり協議会の設立及び運営支援について

【取組状況】

自治会組織による活性化の取組みに対する補助金交付支援や自治会加入促進リーフレットの配布などの取組みを行っている。また、自治会未加入者を含め地域住民が地域に関わり、地域活動に参加できる新しい地域運営のしくみとして、小学校区を単位とするまちづくり協議会の組織化への支援を行っている。

【課題】

生活様式の変化、価値観の多様化、核家族化の進展などにより、地域のつながりの希薄化が進んでいる状況にあると言え、自治会の加入率も低下傾向にあるため、自治会加入促進に対する支援が必要。

また、自治会組織内においても、高齢化などにより担い手が不足しており、加入促進及び担い手育成などの自治会組織の活性化が課題。

さらに、令和2年2月に設立された旭小学校区のまちづくり協議会への運営支援及び他の小学校区におけるまちづくり協議会の設立に向けての支援や地域の特色を活かして組織化するための調整が課題。

②市民公益活動に関する支援について

【取組状況】

地域における課題を地域で解決するため、また、市民公益活動団体の自主的・自発的な活動を支援するため、「泉大津市がんばる市民公益活動応援補助金」「泉大津市ふるさと応援寄附金「NPO等を指定した支援」による寄附金交付制度」「泉大津市プロボノ活用支援補助金」により、支援を行っている。

【課題】

市民及び市民公益活動団体の自主的・自発的な活動を活発化させることが求められて

おり、その様な活動を支援するため、上記補助金等制度を創設、適宜制度の見直しを行っているが、その活用は限定的であり、市民意識の醸成や市民公益活動団体同士の輪が広がるような施策が必要である。

また市民活動団体の運営の基盤強化と団体間を繋いで連携していくような支援が必要である。

②男女共同参画について

⑦男女共同参画に資する意識の醸成について

【取組状況】

『男は仕事、女は家庭』といった固定的な役割分担意識を見直すきっかけとなるため、男性に対する料理講座や家事に関する講座の開催のほか、女性の積極的な社会参画を後押しするための実用的なパソコンスキル向上講座や起業支援講座を開催してきた。さらに、男女共同参画交流サロンの周知を目的に、普段利用の少ない市民にも男女共同参画を知ってもらえるよう、ダンス・筋トレ・手話など趣味と結びつけた「楽しみながら学べる講座」を実施した。こうした多様な講座や啓発事業を通じて、性別に関わらず、また幅広い世代の関心を引きながら、男女共同参画に関する意識の醸成を進めてきた。

【課題】

男女共同参画に関する講座や啓発事業は、定期的に内容の見直しや拡充を行っており、参加者からは概ね良好な評価を得て一定の効果も見られる。しかし参加層は限られており、特に女性の若年層や男性全般など、多様な層への浸透が十分ではない。市民一人ひとりが男女共同参画の意義を生活や職場に結び付けて理解できるよう、より身近で参加しやすいテーマによる啓発の機会を設け、意識の醸成を図ることが課題である。

①事業所に対する男女共同参画への働きかけについて

【取組状況】

男女共同参画に関する取組みを積極的に行う泉大津市内の事業所を増やすために、ホームページ等で「えるぼし」認定・「くるみん」認定の周知・啓発を行った。

また、事業所人権協議会に加入している事業所向けに、セミナー等の案内の送付やセミナー等に参加する際の交通費の補助を行った。

さらに、ホームページでの掲載やチラシの配架・配布を通して、事業所に対し事業主行動計画を策定するよう働きかけを行った。

【課題】

男女共同参画に関する取組みについて、事業所へは様々な媒体を通して情報提供を行っているが、事業所に対する直接的な働きかけは実施できていない。また、セミナーなどの交通費補助制度についても申請件数が非常に少ない状況である。

「えるぼし」「くるみん」認定や「事業主行動計画」の策定など、事業所が自主的に実施するのを待つのではなく、市の積極的な支援により、事業所の男女共同参画に関する取組みを後押しできるようなアプローチ方法が課題である。

(2) 泉大津市における協働推進及び男女共同参画推進の取組みの参考として下記のとおりお示します。

①協働推進について

- ・泉大津市参画及び協働の推進に関する条例
- ・第5次泉大津市総合計画
- ・泉大津市市民活動支援センターのあり方に関する提言書
- ・泉大津市がんばる市民公益活動応援補助金交付要綱
- ・泉大津市ふるさと応援寄附金「N P O等を指定した支援」による寄附金交付要綱
- ・泉大津市プロボノ活用支援補助金交付要綱
- ・泉大津市市民活動支援センター利用者人数実績

②男女共同参画の推進について

- ・泉大津市男女共同参画のまちづくりを推進する条例
- ・第5次泉大津市総合計画
- ・第3次泉大津市男女共同参画推進計画
- ・いづみおおつ男女共同参画交流サロン利用者人数実績

7. 企画提案

(1) 提出書類

①企画提案届出書（様式8）

②企画提案書（様式9-1、様式9-2）

センター仕様書及びサロン仕様書の業務内容及び「6. 泉大津市における協働推進及び男女共同参画推進の主な取組みの状況と課題」を踏まえて企画提案書を作成してください。

提出する書類の規格は、A4版・横書き・文字サイズ10.5ポイント以上・両面印刷で、様式9-1及び様式9-2のページ数は、それぞれ12ページ以内を原則とします。

1団体1案として、PRしたいポイントや提案趣旨などを、簡潔にわかりやすく記載し、意思表示は明確に願います。

提出を求めていない資料を添付するなど、過大なものにならないように注意してください。

③収支予算書（様式10-1、様式10-2）

本業務に係る収支予算について記入してください。なお、収支予算書の作成にあたっては、積算根拠を具体的に示す内訳書を添付してください。

④実施体制調書（様式11-1、様式11-2）

⑤法人概要書（様式2）、業務実績書（様式3-1、様式3-2）、管理技術者業務実績書（様式4-1、様式4-2）：再提出

⑥見積書（任意様式）

様式は自由とするが、金額は、消費税及び地方消費税を除いた価格並びに税込価格を記載すること。また、「泉大津市市民活動支援センター管理運営業務」、「いづみおおつ男女共同参画交流サロン管理運営業務」それぞれの見積書を作成し、積算根拠を具体的に示す内訳書を添付してください。

なお、「2. 業務委託の概要」の「(5) 業務費限度額」に示す、各業務の業務費限度額を超える見積金額の場合は失格とします。

(2) 提出部数

①と⑥は1部提出してください。

②～⑤までを1部として整理し、10部提出してください。

(3) 提出方法

提出書類は持参又は郵送により提出してください。

※郵送の場合は、配達記録が残る方法で提出期限までに到達するようにしてください。

(4) 提出期間

令和7年11月4日（火）～11月10日（月）17時まで

泉大津市役所の閉庁日を除く、平日の午前9時から午後5時までの時間帯に願います。

なお、提出期限までに企画提案書の提出がない場合は、辞退したものとみなします。

(5) 提出先

「5. 参加申し込み」の「(5) 提出先」と同様です。

(6) 提出書類作成の留意事項

①提出された企画提案に関する書類の修正又は変更は認めません。

②提出された企画提案に関する書類は返却しません。

8. 委託候補者の選定方法

(1) 選定方法

委託候補者の選定は、泉大津市市民活動支援センター及びいづみおおつ男女共同参画交流サロン管理運営業務委託公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査において、次により決定します。

なお、企画提案者が1者のみの場合においても審査を行い、審査委員会の議決により、委託候補者を決定します。

① 審査委員会において、企画提案者の提案について企画提案書等に基づくプレゼンテーション及びヒアリングを行い、別紙2で示す審査基準に基づいて評価し、最も高い評価を得た提案者（最優秀提案事業者）を契約の委託候補者とします。なお、審査において、審査項目の合計点数が360点に満たない（合計点数の平均が90点に満たない）場合は、失格とします。

② 最高点の企画提案者が複数であった場合は、審査委員会の議決により、委託候補者を決定します。

③ 審査における評価及び採点に関する異議は受けません。

(2) プrezentation等の時間、場所等の通知

① 参加承認をした企画提案者に、集合時間を記載した「プレゼンテーション等開催通知書」を通知します。

② プrezentationでは、「7. 企画提案」の「(1) 提出書類②～⑤」に基づくPowerPoint等の電子媒体による説明資料（以下「PowerPoint等資料」という。）により提案説明を行っていただきます。泉大津市が用意するパソコン及びプロジェクターによりスクリーンに投影しますので、PowerPoint等資料を令和7年11月17日（月）午後5時までに「5. 参加申し込み」の「(5) 提出先」まで提出してください。なお、提出されたPowerPoint等資料の修正又は変更は認めません。

(3) 審査（プレゼンテーション、ヒアリング）

①実施日時

令和7年11月26日（水）※予定

集合時間は、プレゼンテーション等開催通知書で指定します。

②実施場所

泉大津市役所

大阪府泉大津市東雲町9番12号

③実施時間

1企画提案者につき40分以内とし、概ねプレゼンテーションを20分以内、質疑応答を20分以内とします。

④プレゼンテーションの方法

PowerPoint等資料により、わかりやすく簡潔に説明願います。

また、原則として、契約締結後に管理技術者となる予定の方が説明及び回答を行ってください。会場に入室できるのは、3名以内とします。

(4) 審査の結果通知について

企画提案者に審査結果を通知します。

(5) プロポーザルの審査結果の公表について

上記の審査を経て、企画提案者及び委託候補者として特定した者についての名称と、本プロポーザルの審査における評価結果を泉大津市ホームページで公開します。

9. 企画提案者の失格

企画提案者が次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

(1) 「3. 参加資格」の要件を満たさなくなった場合

(2) 見積金額が業務費限度額を超えた場合

(3) 提出書類等に虚偽の記載があり、審査委員会が失格と認めた場合

(4) 審査の公平性を害する行為があり、審査委員会が失格と認めた場合

(5) 企画提案者が、契約を履行することが困難と認められる状態に至り、審査委員会が失格と認めた場合

(6) 企画提案にあたり著しく信義に反する行為があり、審査委員会が失格と認めた場合

10. 企画提案に関する経費

企画提案に関する必要経費は、企画提案者の負担とします。

11. プロポーザルの中止等

やむを得ない理由等により、プロポーザルを実施することができないと認めるときは、中止または取り消す場合があります。

その場合においては、プロポーザルに要した経費を泉大津市に請求できません。

12. 契約について

(1) 契約方法

- ① 審査委員会で選定された最も高い評価を得た提案者（最優秀提案事業者）が、泉大津市市民活動支援センター管理運営業務委託（随意契約）及びいづみおおつ男女共同参画交流サロン管理運営業務委託（随意契約）の委託候補者となります。
 - ② 業務委託契約の締結は、本市が設定する予定価格の範囲内で、委託候補者と交渉を行います。
 - ③ 委託候補者と契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合、または委託候補者の本提案における失格事項、若しくは、不正と認められる行為が判明した場合は、本市が設定する予定価格の範囲内で、次の順位の者と交渉します。
- (2) 契約内容の調整、仕様書の確定
- 委託候補者と市が業務内容等の調整を行い、業務委託仕様書を確定します。契約内容は、仕様書、質疑回答書、企画提案書及びPowerPoint等資料に基づき決定するものとし、提案内容は実現を約束したものとみなします。
- (3) 見積書の提出
- 委託候補者は、確定した契約内容に基づき、契約締結に向けた見積書を提出します。
- (4) 業務委託契約書
- 別紙3 業務委託契約書（案）のとおり
- (5) 契約保証金
- 契約保証金については、契約金額の100分の10に該当する額以上とし、次のいずれかに掲げる保証を付さなければなりません。
- ① 現金の納付
 - ② この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険（定額填補特約付）契約の締結

13. その他

- (1) このプロポーザルに関する情報公開請求があった場合は、泉大津市情報公開条例（平成10年3月12日条例第10号）に基づき、提出書類等を公開する場合があります。
- (2) 参加申し込み後に辞退する場合は、辞退届（様式12）を令和7年11月10日（月）17時までに、市民協働推進課へ提出してください。

辞退は自由であり、辞退しても以後における不利益はありません。

14. 事務局

本業務に関する事務局及び問い合わせ先は、下記のとおりです。

泉大津市市民生活部市民協働推進課

〒595-8686

泉大津市東雲町9番12号

TEL 0725-33-1131

FAX 0725-21-0412

E-mail kyoudou@city.izumiotsu.osaka.jp

附 則

この要項は、令和7年10月6日から施行し、業者選定後、委託契約を締結した翌日をもってその効力を失う。